第３７回　安来市農業委員会総会議事録

令和８年７月２１日（火）　　安来市伯太庁舎２０１会議室

１．出席委員

１番　岩﨑　金己君	２番　添田　俊之君	３番　新田　　徹君	４番　横山　芳明君
５番　永塚　知芳君	６番　足立　仁行君	７番　北中　宏一君	８番　木戸　芳己君
９番　武上　隆雄君	１０番　仲佐　久子君	１１番　北川　正幸君	１２番　新田　里恵君
１３番　塩見　秀雄君	１４番　渡邊　克実君	１５番　佐々木吉茂君	１７番　吉村　　正君
１８番　齋藤　　哲君	１９番　渡辺　和則君		

２．欠席委員　　なし

３．出席者

安来市農業委員会事務局

事務局長　光嶋　宏政君　　主幹　加藤　靖弘君　　主任　越野　綾香君　　主任主事　遠藤　斗弥君

安来市農林振興課

専門官　奥野　嗣明君　　主任　日向　直之君

４．議事案件

日程第　１	議事録署名委員の指名	
日程第　２	会期の決定	
日程第　３	議第１５３号	農地法第３条の規定による許可について
日程第　４	議第１５４号	農地法第５条の規定による許可について
日程第　５	報第１５３号	農地法第５条の規定による市街化区域内農地の転用届出の受理について
日程第　６	議第１５５号	農用地利用集積等促進計画に対する意見について
日程第　７	議第１５６号	安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
日程第　８	報第１５４号	農地法第３条の３の規程による権利取得の届出の受理について
日程第　９	報第１５５号	農地法第１８条第６項の規程による合意解約の通知について
日程第　１０	報第１５６号	土地改良区からの地目変更届出の通知について

５．　議事

○午後２時０６分　開会

議長：齋藤　哲君

それでは、定足数に達しましたので、これより第３７回　安来市農業委員会総会を開会します。

○日程第１

議長：齋藤　哲君

日程第１　議事録署名委員の指名を議題とします。議事録署名委員は、委員会会議規則第１３条により９番　武上委員、１０番　仲佐委員　を指名します。

○日程第２

議長：齋藤　哲君

日程第２　会期の決定　を議題とします。お諮りします。今総会は本日１日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声多数】

議長：齋藤　哲君

ご異議なしと認めます。よって総会は本日１日と決定しました。

○日程第３

議長：齋藤　哲君

日程第３　議第１５３号　農地法第３条の規定による許可について　を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局主幹：加藤　靖弘君

議第１５３号についてご説明いたします。２ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行令第１条の規定により申請がありましたので審議を求めるものです。３ページから７ページに案件を掲載していますのでご覧ください。今月の農地法第３条の許可申請は１１件で、所有権移転が１０件、賃借権設定が１件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

１番は、耕作便利による所有権移転で、農地法第３条第２項各号で規定する要件について、許可基準を満たしています。通作距離は約１００ｍ。農機具はトラクターを共同で１台、乾燥機１台を所有しています。労働力は、本人と祖父、母の３名です。この農地の対価は、■■です。

２番は、営農開始による所有権移転で、農地法第３条第２項各号で規定する要件について、許可基準を満たしています。通作距離は約６０ｍ。農機具は所有していません。労働力は、本人と妻の２名です。この農地の対価は、■■です。

３番は、経営拡大による賃借権設定で、農地法第３条第２項各号で規定する要件について、許可基準を満たしています。通作距離は４２ｋｍ程度。農機具はトラクター４台、移植機４台、収穫機３台、乗用管理機１台しています。労働力については、譲受人が農地所有適格法人の要件を満たしていることから適当と判断しています。この農地の賃借料は、■■です。

４番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第３条第２項各号で規定する要件について、許可基準を満たしています。通作距離は約２００ｍ。農機具はトラクター１台、管理機１台、草刈り機２台、軽トラック１台を所有しています。労働力は、本人と妻、両親の４名です。この農地の対価は、■■です。

５番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第３条第２項各号で規定する要件について、許可基準を満たしています。通作距離は約２００ｍ。農機具はトラクター１台、管理機１台、草刈り機２台、軽トラック１台を所有しています。労働力は、本人と妻、両親の４名です。この農地の対価は、■■です。

６番は、耕作便利による所有権移転で、農地法第３条第２項各号で規定する要件について、許可基準を満たしています。通作距離は約８ｋｍ。農機具は所有していません。労働力は、本人と妻の２名です。この農地の対価は、■■です。

７番は、営農拡大による所有権移転で、農地法第３条第２項各号で規定する要件について、許可基準を満たしています。通作距離は徒歩２、３分。農機具は耕耘機１台、軽トラック１台を所有しています。労働力は、本人と母の２名です。この農地の対価は、■■です。

８番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第３条第２項各号で規定する要件について、許可基準を満たしています。通作距離は車で約３分。農機具はトラクター４台、家畜は牛２３頭を所有しています。労働力は、本人のみです。この農地の対価は、■■です。

９番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第３条第２項各号で規定する要件について、許可基準を満たしています。通作距離は車で約３分。農機具はトラクター４台、家畜は牛２３頭を所有しています。労働力は、本人のみです。この農地の対価は、■■です。

１０番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第３条第２項各号で規定する要件について、許可基準を満たしています。通作距離は車で約３分。農機具はトラクター４台、家畜は牛２３頭を所有しています。労働力は、本人のみです。この農地の対価は、■■です。

１１番は、耕作便利による所有権移転で、農地法第３条第２項各号で規定する要件について、許可基準を満たしています。通作距離はおよそ２００m。農機具はトラクター１台、耕耘機１台、草刈り機１台を所有しています。労働力は、本人と妻、両親、祖母の５名です。この農地の対価は、■■です。以上です。

議長：齋藤　哲君

説明が終わりました。地元委員からの説明を求めます。１番と１１番の案件について、１４番　渡邊克実委員　お願いします。

１４番：渡邊　克実君

１４番　渡邊でございます。まず、１番案件についてご説明いたします。この申請地は切川バイパスの用地の残地になりまして、３筆ありますけども、続きの長細い農地となります。譲受人は住宅の建設予定地の近くにこの申請地がありますので、農地として利用するということでございます。従いまして周辺農地等に影響はないと考えております。委員の皆様のご審議よろしくお願いいたします。

続きまして最後の１１番案件でございますが、これは譲渡人の高齢により経営縮小と譲受人の耕作便利ということで、町内間での所有権移転ということになります。従いまして周辺農地等への影響はないと考えております。委員の皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議長：齋藤　哲君

２番の案件について、１１番　北川委員　お願いします。

１１番：北川　正幸君

１１番　北川です。２番案件の説明をいたします。譲受人は現在三重県の方に住んでおりますが、この農地に近いところに住宅と宅地がありまして、それも貰われてそこに住まわれるということです。Ｉターンで布部の方に来られる予定です。現在は畑のままですが、近隣の方もその近辺に畑をされておりまして、近隣の方に迷惑をかけることはないと思います。審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議長：齋藤　哲君

３番の案件について、１番　岩﨑委員　お願いします。

１番：岩﨑　金己君

１番　岩﨑です。３番案件について説明いたします。借受人は現在も同地区において耕作をしておられる法人でございます。今回、経営拡大を計画されました。申請地は従来より畑として耕作されており、借り上げ後も畑として利用されます。よって周辺農地の利用に影響を及ぼすことはないと思われますので各委員の審議よろしくお願いいたします。以上です。

議長：齋藤　哲君

４番と５番の案件について、５番　永塚委員　お願いします。

５番：永塚　知芳君

５番　永塚です。番号４と５番につきましてご説明させていただきます。

まず、４番でございますが、譲渡人は県外におりますが実家がこの自治会にありまして、父親が昨年の１１月に亡くなりまして、農地がありますけどもすべて売却したいとの考え方から譲受人に話をし、また、譲受人もこの自治会で「■■」というのがございまして、そこで「■■」のメンバーとして耕作を３年前よりやっておりました。たまたま亡くなられたということで、今度名義人を変えるということになりました。

５番についてでございますが、これも３年前より譲受人を含めた自治会での任意団体として耕作をしておりました。譲渡人のご主人を中心に農業をやっておりましたが、ご主人の具合が悪くなりまして農業を

やめようという考え方でありまして、今回譲受人に話をし、譲渡するという形になりました。従いまして３年前より譲受人が耕作しておりますので他に迷惑をかけることはありません。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長：齋藤　哲君
　６番と７番の案件について、９番　武上委員　お願いします。

９番：武上　隆雄君
　９番　武上です。６番案件について説明いたします。譲受人は申請農地付近で建設業を営む会社社長であります。その傍ら耕作をされていない周辺農地を利用して、農業を始めたいと考えておられました。この度この所有者と話がまとまり、所有権移転をされる運びとなっております。意欲的に草刈り等を行い、耕作に取り組んでいくことを確認しております。周辺農地への影響はないものと判断いたしました。審議のほどよろしくお願いいたします。
　続けて７番案件の説明をいたします。譲渡人と譲受人の関係は家が隣同士の親戚関係にあります。譲渡人は高齢となり、耕作が厳しい状況でありました。譲受人に相談したところ自分の農地と一帯に耕作されるということで話がまとまり、所有権移転される運びとなりました。このことにより周辺農地への影響はないものと判断いたしました。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：齋藤　哲君
　８番から１０番の案件について、１２番　新田里恵委員　お願いします。

１２番：新田　里恵君
　１２番　新田です。８番、９番、１０番と譲渡人が３人いらっしゃいますけども、譲受人は一人でございますので、一緒にまとめて説明させていただきます。譲受人は繁殖牛を育てておりまして、２３頭飼育しているという事務局からの説明のとおりでございまして、飼料の高騰で牧草を栽培するために譲り受けるものです。周囲は谷になっておりまして周りに影響を与えることはないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長：齋藤　哲君
　説明が終わりましたので、一括して質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤　哲君
　質疑がないようですので、一括して採決します。これらの案件について申請を許可することに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤　哲君
　全員賛成ですので、１番から１１番の案件について、許可することで決定しました。

○日程第４
議長：齋藤　哲君
　日程第４　議第１５４号　農地法第５条の規定による許可について　を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局主幹：加藤　靖弘君

議第１５４号についてご説明いたします。８ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第５条第３項において準用する農地法第４条第２項規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。９ページに案件の内容、１０ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第５条の許可申請は、１件です。

１番は、申請に係る農地からおおむね３００m以内に島根県広瀬土木事業所があるため、農地法施行規則第４３条第１項第２号ハにより、農地の区分は第３種農地と判断しました。転用の目的は「車庫建設」で、権利の種類は使用貸借権の設定です。転用事業者は、申請農地に隣接する自宅の周辺で耕作する農家でありますが、娘の中学進学にともなう送迎により所有する自動車が４台に増えております。このことにより家の後ろの現在の駐車スペースが手狭となったことと、あわせてこの駐車スペースの前面道路が積雪のたびに自力での雪かきを要するため、母屋の前面道路に接し、降雪時でも出入りがスムーズに行える土地で車庫建設および来客用駐車スペース確保の計画を立て、適地を検討しておられました。本申請地は自己所有地および道路で囲まれているため周辺への影響は少なく、計画に必要な面積を確保でき、前面道路に接していることから事業実施には適地であると判断され選定されたところであります。国の通知「農地法の運用」で定める立地基準で「第３種農地の転用は、許可をすることができる。」と示されているため、立地基準については満たしていると考えます。なお、この事業に必要な資力については申請書に添付された残高証明書で確認をしています。その他一般基準に係る周辺農地への影響等につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。以上です。

議長：齋藤　哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。１番の案件について　１７番　吉村委員　お願いします。

１７番：吉村　正君

【位置図により場所説明】

議長：齋藤　哲君

次に、現地調査報告を　１班　６番　足立委員　お願いします。

６番：足立　仁行君

６番　足立です。５条案件の１番目をご説明いたします。現地調査班１班となります。先週１７日、午後から岩﨑、北中、塩見各委員と私が事務局より案件の内容を受け、越野主任、遠藤主任主事、２人の案内で現地に向かいました。現地では担当の吉村委員より内容説明を受けました。該当地は譲受人の家の前に位置する、先ほど説明のありました第３種農地に該当する１９１㎡の畑地で、車庫建設計画での第５条申請案件となります。該当地の前と横に安来市道があり、これと段差大体１０㎝ぐらいがありまして、これを土盛りでなくして中央付近に車庫建設されるようですけども、この部分は舗装されるということです。他は土盛りのままとなります。雨水は市道の前と横に既設の側溝がありまして、そちらへ処理。他の方向は自然流下での処理となります。北側隣に畑が少し残りますけども、これは譲受人の畑だそうでして、隣地等への弊害はないと思われます。また、関係者の申請書も揃っておりまして、調査班としては許可妥当と判断いたしました。ご審議のほどお願いいたします。

議長：齋藤　哲君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤　哲君
　１番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤　哲君
　質疑がないようですので採決いたします。１番の案件について申請を許可することに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤　哲君
　全員賛成ですので、１番の案件については許可することで決定されました。

○日程第５
議長：齋藤　哲君
　日程第５　報第１５３号　農地法第５条の規定による市街化区域内農地の転用届出の受理について　を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局主幹：加藤　靖弘君
　報第１５３号についてご説明させていただきます。１１ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行令第１０条第１項の規定による市街化区域内における転用の届出を受理しましたので報告するものです。１２ページに案件の内容、１３ページに届出位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第５条の届出は、１件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。
　１番は、転用の目的は、個人住宅です。以上です。

議長：齋藤　哲君
　説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。１番の案件について、８番　木戸委員お願いします。

８番：木戸　芳己君
【位置図により場所説明】

議長：齋藤　哲君
　この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第６
議長：齋藤　哲君
　日程第６　議第１５５号　農用地利用集積等促進計画に対する意見について　を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局主幹：加藤　靖弘君
　議第１５５号についてご説明いたします。１４ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項の規定により照会がありましたので意見を求めるものです。計画につきましては、１７ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は賃借権１０件、面積９，６１３㎡、使用貸借権３５４件、面積３７５，６２４㎡、全体で３６４件、

総面積が３８５，２３７㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：日向　直之君

議第１５５号についてご説明いたします。詳細は１８ページから４４ページまでです。今月の農用地利用集積等促進計画はすべてしまね農業振興公社を通じた利用権設定です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：齋藤　哲君

只今、説明がありました。質問や意見のある方はご発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤　哲君

意見がないようですので、本件については「意見なし」で回答することについて、賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤　哲君

全員賛成ですので、本件については「意見なし」で市長に回答することで決定しました。

○日程第７

議長：齋藤　哲君

日程第７　議第１５６号　安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見について　を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局主幹：加藤　靖弘君

議第１５６号についてご説明させていただきます。４５ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり照会がありましたので意見を求めるものです。変更する計画につきましては、４７ページから８１ページをご覧ください。詳細については農林振興課より説明を行います。また、この変更箇所につきましては7月１４日に農地対策委員会で現地調査を行っております。こちらも後ほど意見案も含めて報告をしていただきます。以上です。

農林振興課：奥野　嗣明君

農林振興課の奥野です。よろしくお願いします。今回の農業振興地域整備計画の変更は、農用地区域からの除外６件と、用途変更１件の合計７件となります。除外予定の面積は１２，３１２．８㎡で、工場事務所等用地２件、一般住宅１件、植林１件、その他の用途、駐車場２件でございます。用途変更予定の面積は1，０２７㎡で、農業用施設用地１件になります。資料の４８ページに全体面積、４９、５０ページに変更理由別面積を掲載しております。該当地の土地調書は５４から５６ページ、広域の位置図は５８ページに掲載しております。それでは個別の案件についてご説明いたします。

整理番号１、宇賀荘町の墓地、面積９．８㎡の案件について、資料を５９から６１ページに掲載しております。申出者は自宅周辺の農地を耕作する農家です。近隣山中に墓地を所有しておられますが、申出者の高齢化により、墓の管理が困難となってきたため、自宅周辺での墓地移設を計画されました。候補地について、自宅近隣非農地を検討されましたが、所有者の同意を得られず断念。３種農地を検討されましたが、事業主旨に沿わず断念。やむなく農地である申出地を選定されました。残地については畑として耕作を継続されます。東側は申出者の農地を挟んで山林が続き、西側も山林。南側は申出者の自宅があり、北

側は東側の農地に隣接しています。申出地についてはその縁辺部にあるため農地の集団化、農作業の効率化等への支障はありません。

続いて整理番号２、下坂田町の駐車場・重機置場、面積５３４㎡の案件について、資料を６２から６４ページに掲載しております。申出者は従業員１２名を雇用するとび・土木工事・運送業者であり、大型トラック１台、中型トラック３台、普通車３台、建設重機５台を所有しています。従業員が６名増えたことによりトラック、重機及び来客用駐車場が不足していたことに加え、業務拡大により新たに増台予定の小型トラック１台及び重機３台分の駐車場の確保のため、敷地拡張を計画されました。候補地の選定にあたって、近隣の非農地、２種農地、３種農地を検討されましたが、既存敷地との一体利用ができないことから断念され、最終的に申出地が選定されました。東側は申出者の既存駐車場及び資材置場、西側は農地を挟んで住宅地。北側及び南側は農地の広がりがありますが、申出地はその縁辺部にあるため農地の集団化、農作業の効率化等への支障はありません。

続いて整理番号３、下坂田町の一般住宅、面積２４２㎡の案件について、資料を６５から６８ページに掲載しております。申出者は市外アパートに夫婦で生活していますが、子どもの誕生に備えること及び今後の生活設計において子育て等支援を受けやすい環境のことを考慮し、手狭になる現住居から実家周辺で戸建て住宅の建築を計画されました。候補地について、実家敷地には余剰無く断念。また近隣宅地、３種農地、２種農地を検討しましたが、所有者の同意が得られず断念。やむなく農地である実家付近の申出地を選定されました。東側は申出者の実家があり、西側は道路に面しています。南側は道路を挟んで住宅があり、北側は農地の広がりがありますが、申出地はその縁辺部にあるため農地の集団化、農作業の効率化等への支障はありません。

続いて整理番号４、植田町の農業施設用地への用途変更、面積１，０２７㎡について、資料を６９から７２ページに掲載しております。申出者は組合員５８名で構成されている営農組織であり、約４６ｈａの農地で水稲栽培をしています。トラクター３台、田植機３台、コンバイン１台の外、多数の農業機械を保有しています。ほ場面積の大型化に伴い、機械の大型化を進めており、新たに増台予定のトラクター１台、田植機１台、コンバイン１台等の農業機械の格納先確保のため、農機具格納庫の新設を計画されました。候補地について、近隣非農地、３種農地、２種農地を検討されましたが、所有者の同意が得られず断念。やむなく１種農地である申出地を選定されました。東側は雑種地、西側は道路を挟んで農地が連担。南側は宅地があり、北側は農地の広がりがありますが、申出地はその縁辺部にあるため農地の集団化、農作業の効率化等への支障はありません。

続いて整理番号５、広瀬町石原の植林１，９４９㎡について、資料を７３から７５ページに掲載しております。申出者は申出地で柿を栽培していますが、高齢により栽培の継続が困難になったため、農地の荒廃を防止する観点から森林組合に管理委託をする形態での植林を計画されました。東側、西側及び南側は農地に囲まれており、北側は東側の農地の続きに原野や山林がありますが、申出地は周りの農地より高台にあるため農地の集団化、農作業の効率化等への支障はありません。

続いて整理番号６、古川町の仮植場７，９９３㎡、整理番号７、植田町の駐車場１，５８５㎡について、資料を７６から８１ページに掲載しております。この案件については、飯梨地区農地整備事業において非農用地に指定され、農振法第１０条第４項に該当するため、除外するものです。

以上、６件の除外、１件の用途変更についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：齋藤　哲君

農地対策委員会の報告を、７番　北中委員長　お願いします。

７番　北中　宏一君

７番　北中です。先週ですけど７月１４日に農地対策委員会を開催し、現地調査を行いました。先ほど説明のあった７件すべて見に行きまして、今回の計画変更に対して農用地区域内農地面積の維持に努めること、という意見を付してはどうかという結論になりましたのでご報告いたします。委員の皆様の審議をよろしくお願いします。

議長：齋藤　哲君
　只今、報告がありました。この件について、質問、意見のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤　哲君
　意見がないようですので、本件について報告のとおり意見を付すことに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤　哲君
　全員賛成ですので、本件については「農用地区域内農地面積の維持に努めること」で市長に回答することで決定しました。

○日程第８
議長：齋藤　哲君
　日程第８　報第１５４号　農地法第３条の３の規定による権利取得の届出の受理について　を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局主幹：加藤　靖弘君
　報第１５４号についてご説明いたします。８２ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第３条の３の規定による権利取得の届出を受理しましたので報告するものです。８３ページから８７ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出については７件で、相続が７件です。以上です。

議長：齋藤　哲君
　この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第９
議長：齋藤　哲君
　日程第９　報第１５５号　農地法第１８条第６項の規定による合意解約の通知について　を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局主幹：加藤　靖弘君
　報第１５５号についてご説明します。８８ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第１８条第６項の規定による合意解約の通知がありましたので報告するものです。８９ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第１８条の規定による解約については、１件で、農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約１件です。以上です。

議長：齋藤　哲君
　この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第１０
議長：齋藤　哲君
　日程第１０　報第１５６号　土地改良区からの地目変更届出の通知について　を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局主幹：加藤　靖弘君

報第１５６号についてご説明します。９０ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。９１ページをご覧ください。今月の通知は1件で、畑に地目変更です。以上です。

議長：齋藤　哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第３７回　安来市農業委員会総会を閉会します。

○午後２時５２分　閉会